

平成24年 第3回定例会

1 議事日程

9月12日（水曜日）午前11時35分開会

第4号

日程 番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名 番 番
2	認定第1号	平成23年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
3	認定第2号	平成23年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
4	認定第3号	平成23年度士幌町後期高齢医療事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
5	認定第4号	平成23年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
6	認定第5号	平成23年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
7	認定第6号	平成23年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
8	認定第7号	平成23年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
9	認定第8号	平成23年度士幌町農業共済事業特別会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
10	認定第9号	平成23年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定 (決算審査特別委員会審査報告)
11	会議案第2号	議員派遣の件
12	意見書案第7号	陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持・拡充を求める意見書案
		閉会中継続調査申出書

2出席議員（12名）

1番 秋間 紘一	8番 清水 秀雄
2番 飯島 勝	9番 中村 貢
3番 森本 真隆	10番 和田 鶴三
5番 細井 文次	11番 大西 米明
6番 出村 寛	12番 加藤 宏一
7番 服部 悦朗	13番 加納 三司

3欠席議員（0名）

#### 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 教育委員長 力石 憲二  
代表監査委員 佐藤 宣光

#### 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 産業振興課長 堀江 博文  
会計管理者 太田 靖久 建設課長 土生 明美  
総務企画課長 後藤 忠義 病院事務長 渡辺 博文  
保健医療福祉センター長 山中 雅弘 特老施設長 波多野 義弘  
町民課長 伊賀 淑美 子ども課長 寺田 和也  
保健福祉課長 大森 三宜子 消防署長 星屋 尚司

#### 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 神野 光男 教育課長 植田 廣幸  
教育委員会参事 笠谷 直樹 高校事務長 金森 秀文  
給食センター所長 鈴木 典人

#### 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

#### 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

#### 9 議事録

(午前11時35分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 <b>日程第1、会議録署名議員の指名</b> を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番、 服部悦朗議員及び8番、清水秀雄議員を指名いたします。
1		
2・3		<b>日程第2、認定第1号から日程第10、認定第9号まで</b> 、以上9件を
4・5		一括議題といたします。
6・7		議題とする9件については、9月10日設置の決算審査特別委員会委員
8・9		長より審査報告が提出されていますので、職員に朗読させます。
10	仲山 総務係長	平成24年9月12日。 土幌町議会議長、加納三司様。 決算審査特別委員会委員長、秋間紘一。 決算審査特別委員会審査報告書。 認定第1号から認定第9号まで。

	<p>委員会は、上記議案を審査した結果、次のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。</p> <p>記、認定第1号から認定第9号、認定すべきものと決定。</p> <p>以上でございます。</p>
加納議長	<p>ただいま朗読した報告について、決算審査特別委員長の補足説明があれば許します。1番、秋間紘一議員。</p>
秋間委員長	<p>決算審査特別委員会に付託された決算審査の経過と結果について補足説明を申し上げます。</p> <p>去る9月10日に開かれた第3回定例会において本委員会に付託され、9月10日から本日まで決算審査特別委員会を開催し、理事者の説明を受けた後、審査に入り、質疑、討論を経て、お手元に配付の報告書のとおり結論を得た次第であります。</p> <p>議長及び議会選出監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会でありますので、審査の詳細についての報告は省略させていただきます。</p> <p>採決の結果、付託を受けた各会計とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、本委員会に付託された決算審査の経過と結果を申し上げ、補足説明といたします。</p>
加納議長	<p>ただいま報告された議件について、質疑を省略し、一括して討論、採決を行います。討論ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これより認定第1号から第9号を採決します。</p> <p>本件に対する委員長報告は認定であります。</p> <p>本件は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本決算は認定することに決定いたしました。</p>
1 1	<p><b>日程第11、会議案第2号「議員派遣の件」</b>を議題といたします。</p> <p>本件については、十勝町村議会議長会主催の議員研修等でお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っております。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員を派遣することに決定いたしました。</p> <p>なお、閉会中において派遣の内容に変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加納議長	<p>異議なしと認め、本件については議長に一任することに決定いたしました。</p>
1 2	<p><b>日程第12、意見書案第7号「陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持・拡充を</b></p>

求める意見書案」を議題といたします。

意見書案の朗読、提案の説明を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

これより質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。8番、清水秀雄議員、反対討論ですか。

清水議員

ただいま議案となっております意見書案第7号について、反対討論を行います。

陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持・拡充を求める要望意見書がありますが、本意見書案は鹿追駐屯地の自衛隊員が徐々に削減される傾向にあるとして、削減をやめ、警備地区5町、清水町、新得町、土幌町、上土幌町、鹿追町は挙げて地域住民の意思として鹿追駐屯地の体制維持と拡充を図るよう求めるものであります。

反対の理由を申し上げます。ご承知のように日本国憲法9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」、この憲法9条に照らして自衛隊は憲法違反の軍隊だという認識であります。私たちは、民主連合政府がつくられて、日米安保条約をなくして独立平和の日本がつくられ、どの国とも対等平等の友好関係をつくり、東アジアの平和的環境が成熟し、そして国民の圧倒的多数がもう自衛隊はなくても大丈夫だという合意が成立したら自衛隊は解消していくと考えています。今軍縮は世界の流れでもあります。こうした流れの中で、自衛隊駐屯地の拡充を求めるなど論外であります。

以上の理由から、陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持・拡充を求める本意見書案には反対であります。議員各位の賛同をお願いし、反対討論を終わります。

加納議長

7番、服部悦朗議員、賛成討論ですか。

服部議員

ただいま審議しております陸上自衛隊鹿追駐屯地の維持・拡充を求める要望意見書案について、賛成の立場から討論を行います。

政府は、2011年度から10年程度の日本の安全保障の基本方針となる新たな防衛計画の大綱と2011年度から5年間の中期防衛力整備計画を決めました。その中で、自衛隊は部隊の配置や装備の構成を変えることとし、人員削減や装備の削減が計画されており、関係自治体においては今まで築いてきた地域住民との信頼関係やまちづくりに大きな影

響が生ずると考えられます。また、昨年の3.11の東日本大震災における災害支援活動など日本各地での自然災害を含め、国民の生命と財産を守る活動を行うなど極めて重要な役割を担っており、高い能力を有しております。防衛を初め、災害救援活動等、地域住民の期待は極めて大きいものがあります。今回の防衛計画大綱等の見直しにおける影響は、最大限の配慮がなされるよう望まれるところであります。警備地区5町を含め、周辺地域住民の安心、安全を守るため、また地域経済を守るためにも本意見書案には賛成であります。議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。

加納議長 ほかにございませんか。

(な し)

加納議長 これをもって討論を終結します。

これより意見書案第7号を起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

加納議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

「閉会中継続調査申出書」を議題といたします。

職員に朗読させます。

仲 山 平成24年9月12日。

総務係長 土幌町議会議長、加納三司様。

議会運営委員長、清水秀雄。

閉会中継続調査申出書。

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記、1、事件、(1)、議会の運営に関する事項、(2)、議長の諮問に関する事項、(3)、議会の活性化に関する事項。

2、理由、調査未了のため。

3、期間、次期定例会まで。

以上でございます。

加納議長 お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

加納議長

います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年第3回土幌町議会定例会を閉会いたします。

(午前11時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員